

仕 様 書

札幌市（以下「委託者」という。）と複写サービス提供者（以下「受託者」という。）とで契約を締結する複写機による複写サービスの仕様について、次のとおり定める。

（複写サービス契約の趣旨）

- 1 この複写サービス契約は、受託者が複写サービスによる複写品を提供するに際し、委託者に適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼動し得るように保守を行い、及び複写サービスに必要な消耗品（用紙を除く）を円滑に供給することにより委託者がこれに対して複写サービス料金を支払うものとする。

（設置台数及び設置場所）

- 2 設置場所及び設置台数は次のとおりとする。

（1）設置台数 9 台

（2）設置場所

- ア 白石区市民部地域振興課（南郷通 1 丁目南 8-1 白石区複合庁舎 4 階）
- イ 白石区市民部白石まちづくりセンター（本通 1 丁目南 2-32）
- ウ 白石区市民部東白石まちづくりセンター（本通 13 丁目南 10-1）
- エ 白石区市民部東札幌まちづくりセンター（東札幌 2 条 4 丁目 3-14）
- オ 白石区市民部菊水まちづくりセンター（菊水 7 条 2 丁目 2-20）
- カ 白石区市民部北白石まちづくりセンター（北郷 2 条 3 丁目 11-21）
- キ 白石区市民部北東白石まちづくりセンター（北郷 3 条 12 丁目 4-1）
- ク 白石区市民部白石東まちづくりセンター（本通 18 丁目南 2-6）
- ケ 白石区市民部菊の里まちづくりセンター（菊水元町 8 条 1 丁目 11-1）

（契約期間）

- 3 契約期間については次のとおりとする。

- （1）契約期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- （2）単年度契約とし、自動更新は行わないものであること。

（設置機種）

- 4 設置機種については、それぞれ次のとおりとする。

（1）白石区市民部地域振興課

- ア 複写方式は乾式静電転写方式であること。
- イ 形式はコンソールタイプ（据え置き型）であること。
- ウ 25%から 400%のズーム幅を確保していること。
- エ 自動両面複写ができること。
- オ ウォームアップタイムは 30 秒以内であること。
- カ ファーストコピータイムは 3.5 秒以内であること。

- キ ネットワーク接続することによりイントラネット端末から出力が可能であること。
また、画像取り込みができること。
 - ク キに必要なドライバは受託者で用意すること。また、機器毎の機器設定を反映させたドライバインストールマニュアル及び画像取り込み手順書を機器毎に紙媒体及び電子媒体で附帯すること。
 - ケ ネットワークに接続する際は委託者のセキュリティポリシーを遵守し接続すること。
 - コ 20 部以上のパンチ付きステイプルフィニッシャーを装備していること。
 - サ 月間の複写枚数が最高 55,000 枚の場合において、良好な複写品を安定して供給することができること。(年間複写予定枚数 **242,000 枚**)
 - シ 手差し給紙を除く給紙は前面給紙方式とし、内蔵された給紙トレイには2種類の紙(A3 サイズ 500 枚、A4 サイズ 2,000 枚)を同時に収納できること。
 - ス 原稿が同時に 200 枚までセットできる自動両面原稿送り装置を装備していること。
 - セ 手差しトレイにより、ハガキサイズから A3 サイズまでの用紙の給紙ができること。
 - ソ 複写速度は、A4 横(短辺送り)で1分間 75 枚以上であること。
 - タ 複写機は、令和 7 年 4 月 1 日に正常に稼働できるように設置しなければならない。
また契約期間終了後は速やかに撤去しなければならない。
 - チ 設置する複写機は、必ずしも「工場出荷品(新品)」であることを要しない。
 - ツ 設置する複写機については、受託者の費用で動産総合保険に加入するものとする。
 - テ 機器本体で出力元情報を蓄積でき、各出力元からの利用状況及び利用枚数を把握できること。
 - ト 札幌市グリーン購入ガイドライン基準に適合すること。
- (2) 白石区市民部各まちづくりセンター及び地区会館運営委員会等
- ア 複写方式は乾式静電転写方式であること。
 - イ 型式はコンソールタイプ(据え置き型)であること。
 - ウ 25%から 400%までのズーム幅を確保していること。
 - エ 自動両面複写ができること。
 - オ ウォームアップタイムは 48 秒以内であること。
 - カ ファーストコピータイムは 6 秒以内であること。
 - キ ネットワーク接続することによりイントラネット端末から出力が可能であること。
また、画像取り込みができること。
 - ク キに必要なドライバは受託者で用意すること。また、機器毎の機器設定を反映させたドライバインストールマニュアル及び画像取り込み手順書を機器毎に紙媒体及び電子媒体で附帯すること。
 - ケ ネットワークに接続する際は委託者のセキュリティポリシーを遵守し接続すること。
 - コ 月間の複写枚数が最高 15,000 枚の場合において、良好な複写品を安定して供給することができること。(年間複写予定枚数 **208,000 枚**)
 - サ 手差し給紙を除く給紙は前面給紙方式とし、内蔵された給紙トレイには3種類の紙(A3 サイズ 500 枚、A4 サイズ 1,000 枚、B4 サイズが 500 枚)を同時に収納できること。
 - シ 原稿が同時に 50 枚までセットできる自動(両面)原稿送り装置を装備していること。

- ス 手差しトレイにより、ハガキサイズから A3 サイズまでの用紙の給紙ができること。
- セ 複写速度は、A4 横（短辺送り）で 1 分間 25 枚以上であること。
- ソ まちづくりセンターと地区会館運営委員会等で共用使用することとし、各々の使用枚数を集計するため、それぞれの団体ごとに複写枚数を集計できる装置（15 部門以上）を装備すること。
- タ 複写機は、令和 7 年 4 月 1 日に正常に稼働できるように設置しなければならない。また、契約期間終了後は速やかに撤去しなければならない。
- チ 設置する複写機は、必ずしも「工場出荷品（新品）」であることを要しない。
- ツ 設置する複写機については、受託者の費用で動産総合保険に加入するものとする。
- テ 機器本体で出力元情報を蓄積でき、各出力元からの利用状況及び利用枚数を把握できること。
- ト 札幌市グリーン購入ガイドライン基準に適合すること。

（使用予定枚数）

5 年間使用予定枚数は以下のとおりとする。

なお、年間合計予定枚数について、増減することがあっても異議申し立てすることはできない。

- (1) 地域振興課 242,000 枚
- (2) 各まちづくりセンター 62,000 枚
- (3) 地区会館運営委員会等 146,000 枚
- (4) 合計 450,000 枚

（複写サービス料金）

6 複写サービス料金については次のとおりとする。

- (1) 複写品 1 枚当たりの単価（1 円未満 2 桁まで）を定めることとし、9 台の複写機の複写サービス料金は同額とする。
- (2) 月間最低複写サービス料金又は月間基本複写サービス料金の設定は行わない。

（複写サービス料金の支払い）

7 複写サービス料金の支払は次のとおりとする。

- (1) 複写サービス料金は、1 か月間の複写枚数に複写品 1 枚当たりの単価（消費税及び地方消費税の額を含む）を乗じて得た金額（1 円未満の端数は切り捨て）とする。
- (2) 各まちづくりセンター使用分及び地区会館運営委員会等の使用分に係る料金請求は、それぞれの使用団体別に行うこと。なお、請求書の送付先は委託者宛てにすること。
- (3) 1 か月間の複写枚数の算出にあたっては、1 か月間の複写枚数から受託者の責に帰するものと認められる原因で生じた不良複写品及び受託者の技術員が当該複写機器の保守により使用した複写品の枚数を控除するものとする。

（複写機の保守及び消耗品の供給）

8 複写機の保守及び消耗品の供給は次のとおりとする。

- (1) 受託者は、複写機を常時正常な状態で使用できるように定期的に技術員を設置場所に

派遣して、点検及び調整を行わなければならない。

- (2) 受託者は、複写機が故障した場合は、委託者の請求により直ちに技術員を設置場所に派遣して点検及び調整を行い、速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- (3) 受託者の作業の実施は、委託者の就業時間内に行うものとする。ただし、止むを得ない事情により時間外に作業を実施する場合は、委託者・受託者協議のうえこれを行うものとする。
- (4) 受託者は、受託者の技術員の点検及び巡回又は委託者の通知に基づき、複写質維持のため受託者が必要と認めたときは感光体、デベロッパー等の消耗品を取り替えるものとし、また、その他の消耗品で予備手持量の不足を知ったときは、当該消耗品を供給するものとする。